

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部下水道課

法令名	佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	法令番号	昭和60年条例第22号
手続名	浄化槽保守点検業者の登録（変更）	根拠条項	条例第3条（第7条）
審査基準	<p>以下の条件を満たすこと。</p> <p>1 以下に掲げる申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な記載が欠けていないこと。</p> <p>(1) 申請書（条例施行規則様式第1号）</p> <p>ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>イ 営業所の名称及び所在地</p> <p>ウ 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名</p> <p>エ 浄化槽保守点検業を営もうとする区域（以下「営業区域」という。）に係る市町の名称</p> <p>オ 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及びその者の浄化槽管理士免状の交付番号</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 申請者が以下のいずれにも該当していない者であることを誓約する書類（条例施行規則様式第2号）</p> <p>(ア) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(イ) この条例による登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</p> <p>(ウ) 浄化槽保守点検業者で法人であるものがこの条例による登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの</p> <p>(エ) この条例による事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(オ) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(ア) から(エ) 又は(カ) のいずれかに該当するもの</p> <p>(カ) 法人でその役員のうち(ア) から(オ) のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団</p> <p>(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員</p> <p>(ケ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(コ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p>		

審査基準	<p>(㉔) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(㉕) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(㉖) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(㉗) 役員等（法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に（㉑）から（㉓）までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(㉘)（㉑）から（㉓）までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>イ 以下の器具の明細を記載した書類（条例施行規則様式第3号）</p> <p>(ア) 温度計 (イ) 透視度計 (ウ) 水素イオン濃度指数測定器具 (エ) 溶存酸素濃度測定器具 (オ) 汚泥沈でん試験器具</p> <p>(カ) 残留塩素測定器具 (キ) 亜硝酸性窒素測定器具 (ク) スカム及び汚泥厚測定器具 (ケ) 汚泥採取用器具 (コ) 携帯用顕微鏡</p> <p>(サ) 自給式ポンプ (シ) 携帯用換気ファン (ス) 携帯用照明器具 (セ) 水準器 (ソ) スカム破砕用具 (タ) テスター</p> <p>(チ) 潤滑油及び注油器 (ツ) グリス及びグリスガン (テ) 消毒薬剤 (ト) 硫化水素検知器 (ナ) 酸素濃度計 (ニ) 工具一式</p> <p>(ヌ) クーラーボックス</p> <p>ウ 申請者の住民票の抄本（申請者が法人である場合は、登記事項証明書）</p> <p>エ 浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し</p> <p>オ 浄化槽管理士が知事が定める研修を受講したことを証明する書類</p> <p>カ 浄化槽清掃業者との連絡に関する書類</p> <p>キ 業務計画書</p> <p>2 1－（2）－ア－（ア）から（ソ）のいずれにも該当しないこと。</p> <p>3 県内に営業所を設置し、及び当該営業所に浄化槽管理士を置いていること。</p> <p>4 3の浄化槽管理士は、営業区域に係る市町ごとに専任であること。ただし、当該浄化槽保守点検業者が当該市町において保守点検の委託を受けた浄化槽の基数が少ない等相当の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>5 営業所ごとに、1－（2）－イ－（ア）から（ヌ）の器具を備えていること。</p>								
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	No.	